

山口市新卒保育士等就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育所、私立認定こども園、私立幼稚園及び私立の地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）に対し、市の保育需要に対する保育士等の確保に資することを目的として交付する新卒保育士等就職奨励金（以下「就職奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 就職奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、過去にこの要綱による就職奨励金の支給を受けた者は除く。

- (1) 令和6年度又は令和7年度中に、大学、短大等の保育士等の養成機関を新たに卒業予定の者又は新たに保育士等の資格を取得した者であって、市内の保育所等に1日6時間以上かつ、1月当たり20日以上勤務する常勤の保育士等として翌年度の4月1日から新たに就職し、同一の保育所等に2年以上の勤務が見込まれる者。
- (2) 過去に保育士等としての勤務経験がないこと
- (3) 保育士等の資格を取得済又は取得予定（申請中）であること
- (4) 市税等を滞納していない者

(交付金額及び使途)

第3条 就職奨励金の交付額は、次に掲げる額とする。ただし、同一の交付対象者に対し、各号1回限りとする。

- (1) 翌年度の4月1日から保育所等に保育士等として就職することが内定した場合 5万円
- (2) 前号に該当する者が就職して2年目も引き続き勤務することが見込まれる場合 5万円

2 就職奨励金の使途は、限定しないものとする。

(交付の申請)

第4条 交付対象者が前条第1項第1号の就職奨励金の交付を受けようとするときは、該当年度の2月末までに山口市新卒保育士等就職奨励金交付申請書（様式第1-1号）に次に掲げる書類を添えて山口市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 山口市新卒保育士等就職奨励金就労予定証明書（様式第2-1号）
- (2) 保育士等の資格を証する書類又は登録申請書の写し
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 市税等を滞納していないことを証する書類

(翌年度の交付申請等)

第5条 交付対象者が第3条第1項第2号の就職奨励金の交付を受けようとするときは、就職した日の属する年度の1月1日から2月末までに山口市新卒保育士等就職奨励金交付申請書(勤務1年目)(様式第1-2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)山口市新卒保育士等就職奨励金就労継続見込証明書(様式第2-2号)

(2)市税等を滞納していないことを証する書類

(交付の決定・通知)

第6条 市長は、第4条及び第5条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、就職奨励金の交付の可否を決定し、山口市新卒保育士等就職奨励金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により、交付対象者に対して通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が就職奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定通知のあった日が属する年度の3月末までに、山口市新卒保育士等就職奨励金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(就職奨励金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による交付の請求を受けた場合、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、速やかに当該就職奨励金を交付するものとする。

(就労状況の報告)

第9条 第3条第1項第1号に規定する就職奨励金の交付を受けた者は、就労開始後1年及び2年を経過したときは、市長が別に定める日までに山口市就職奨励金就労状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び就職奨励金の返還)

第10条 市長は、第6条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、就職奨励金の交付の決定を取り消し、山口市新卒保育士等就職奨励金取消通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(1)第2条に規定する要件に該当しなくなった場合

(2)虚偽その他の不正な手段により当該就職奨励金の交付決定を受けた場合

(3)その他、交付決定後において、当該就職奨励金の交付が適当でないと市長が認めた場合。

2 市長は、前項の規定により就職奨励金の決定を取り消した場合において、交付決定された者に対し既に就職奨励金が交付されているときは、期限を定めて全額の返還を求めるものとする。ただし、雇用の都合等により解雇されたとき、その他やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、就職奨励金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月21日から施行する。